

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁交通局交通規制課長

災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の運用について
標記の件については、下記のとおり運用することとしたので、関係事務の運営に
遺憾のないようにされたい。

なお、防衛庁及び消防庁とは協議済みである。

記

- 1 法第76条の3第3項及び第4項において準用する第1項の規定による命令について
通知を行う命令は、当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第3項
及び第4項の規定により準用する第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自
ら措置をとることとなるような命令とする。
- 2 法第76条の3第3項及び第4項において準用する第2項の規定による自らとる
措置及び破損行為について
自衛官又は消防吏員による自らとる措置及び破損行為のすべてについて、通知
を行うこととする。
- 3 通知方法及び通知内容
 - (1) 命令に係る通知
命令を行った場所を管轄する警察署長に直接又は当該命令を行った場所を管
轄する都道府県警察本部交通規制課経由で、別記様式の文書により日報形式で
通知を行う。ただし、必要がある場合は、命令を行ったその都度通知を行うも
のとする。

(2) 自らとる措置に係る通知

措置をとった都度、直ちに、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に直
接又は当該場所を管轄する都道府県警察本部交通規制課経由で通知をする。通
知は口頭でも可とするが、口頭による通知の後速やかに別記様式の文書により
再度通知を行うものとする。

ただし、措置をとったときに、即座に災害応急対策を実施しなければならない
事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが
明らかである場合には、当該災害応急対策の実施後直ちに通知を行うこととす
る。

(3) 破損行為に係る写真の送付

(2)に加え、破損前後の状況を撮影した写真を、文書による通知の際に併せて
送付するものとする。

真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破
損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不
可能である理由を通知書に記載することとする。

(4) その他

(2)の場合において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び
氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの
事項を知ることができない理由を通知書に記載し、破損を行う場合にあっては、
破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付することとする。

(表)

措置命令通知書
措置 年 月 日

署長殿

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する第1項
の規定により措置命令 第2項
の規定により措置を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり
通知します。

所属
氏名 ㊟

1	日 時	年 月 日	午前 午後	時 分
2	場 所			
3 (命令・措置) を行った者	所属			
	氏名			
4	命令の 場合	命令を受 けた者	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示 されている 番号	
	措置の 場合	措置に係 る物件の (占有者 ・所有者 ・管理者	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示 されている 番号	
5 (命令・措置) の内容				

(裏)

6 (命令・措置) を行った場所 の前後の状況	
7 備 考	
備考	<p>1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。</p> <p>2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。</p> <p>4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。</p>

用紙の大きさは、A4とする。